

4	<p>・北川洋氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略します。なお、与信取引はありません。</p> <p>・北川洋氏は、2016年6月まで当行と一般的な預金取引等がある沖縄セルラー電話株式会社の代表取締役社長を務めていましたが、直近事業年度における当社と当行との取引の双方の売上高または業務粗利益に占める割合はいずれも0.1%未満であること等から、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略します。なお、当行と当社との間に与信取引はありません。</p>	<p>・北川氏は、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、当行の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役に選任しています。</p> <p>・また、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般の株主との利益相反が生ずるおそれがないと実質的に判断し、独立役員に指定しています。</p>
5	<p>桑原康二氏は、2020年10月まで当行と取引のある日本銀行の職員として勤務していましたが、直近事業年度における同行と当行との取引の双方の売上高または業務粗利益に占める割合はいずれも0.5%未満であること等から、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略します。なお、当行と同行との間に与信取引はありません。</p>	<p>・桑原氏は、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、日本銀行の支店長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と高い見識からみて、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役に選任しています。</p> <p>・また、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般の株主との利益相反が生ずるおそれがないと実質的に判断し、独立役員に指定しています。</p>
6	<p>・小池真由美氏とは、一般預金者としての経常的な取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等からみて、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略します。</p> <p>・小池真由美氏は、当行と一般的な与信取引等がある金秀ホールディングス株式会社の監査役を務めていますが、同社は複数の金融機関で当行と同規模以上の与信取引を行っており、同社に対する与信額が当行総与信に占める割合は0.1%未満であります。よって、当行の独立役員の独立性判断基準を大幅に下回っております。なお、直近事業年度における当社と当行との取引の双方の売上高または業務粗利益に占める割合はいずれも0.1%未満であり、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略します。</p> <p>・小池真由美氏は、2016年4月より当行と一般的な預金取引等がある国立大学法人琉球大学の監事を務めていますが、直近事業年度における同法人の預金残高は当行総資産の0.5%未満であること等から、当行の独立役員の独立性判断基準を満たしており、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略します。なお、当行と同法人との間に与信取引はありません。</p> <p>・小池真由美氏は2016年1月まで当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属していましたが、直近事業年度における同法人の売上高に占める当行からの支払いの割合は0.1%未満であり、株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから概要の記載を省略します。</p>	<p>・小池氏は、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識から、当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、社外監査役に選任しています。</p> <p>・また、東京証券取引所が定める独立性の基準に抵触しておらず、一般の株主との利益相反が生ずるおそれがないと実質的に判断し、独立役員に指定しています。</p>

4. 補足説明

<p>独立役員の独立性判断基準の概要</p> <p>1.当行を主要な取引先(※1)とする者またはその業務執行者 2.当行の主要な取引先(※1)またはその業務執行者 3.当行から役員報酬以外に多額(※2)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者) 4.当行の主要株主(※3)またはその業務執行者 5.当行が寄付(※4)を行っている先またはその業務執行者 6.最近(※5)において上記1.から5.までのいずれかに該当していた者 7.次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者(重要(※6)でない者を除く)の近親者(※7) (1)上記1.から6.までに掲げる者 (2)当行の子会社の業務執行者 (3)当行の子会社の業務執行者でない取締役(社外監査役の独立性を判断する場合に限る。) (4)最近(※5)において前(2)、(3)または当行の業務執行者(社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む)に該当していた者</p> <p>(※1) 主要な取引先 当行を取引先とする者：当該取引先の直近事業年度売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上 当行の取引先：当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上 与信取引先：当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合 預金取引先：当該取引先の当行預金が当行の直近事業年度末の総資産の2%以上</p> <p>(※2) 多額 コンサルタント等専門家の場合：当行から得る金銭等が過去3年平均で年間100万円以上 コンサルティング会社等の場合：当該会社の直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上</p> <p>(※3) 主要株主：議決権比率が5%を超える株主 (※4) 寄付：当行から過去3年平均で年間100万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付 (※5) 最近：直近1年間 (※6) 重要な者：業務執行者については各会社の役員・部長クラスの者、監査法人・法律事務所等に所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士 (※7) 近親者：配偶者または二親等内の親族</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。